

2010年9月

メンバー各位



The Britannia Steam Ship
Insurance Association Limited

国際グループの標準補償状書式 (International Group Standard Form Letters of Indemnity)

船荷証券の提出がない場合の貨物の引き渡し (Delivery of cargo without production of Bills of Lading)

船荷証券原本の提出がない場合の貨物の引き渡しに関する2001年2月発行のサーキュラーと、そこに添付された「国際グループの標準補償状書式」をご参照いただきたい。

Farenco Shipping Co Ltd 対 Daebo Shipping Co Ltd 事件(LLR(2009)Vol 1 81)(「Bremen Max」号)で英国商事裁判所が下した判決を受け、クラブは、船荷証券原本の提出がない場合に「補償状」と引き換えに貨物の引き渡しに応じる選択をなさるメンバー各位に対し、さらに次の二つの予防策を講じられることをお勧め申し上げます。

1. 貨物を引き渡す相手の特定

「補償状」の冒頭には、「補償状」が出される際に記入されるべきいくつかの明細事項についての指示が括弧内にイタリック体で示されている。本サーキュラーは、(これらの明細事項のうち)貨物の引き渡しを行うべき相手の特定についての次の部分に関するものだ。

[引き渡しを受けるべき者の名を挿入]

勧告： 引き渡しを受けるべき特定の相手(人もしくは会社)の名称挿入に加え、次の補充記述を求めるべきこと。

「X [特定関係者の名称を挿入]、またはX本人、またはXの代表者、またはXの代理人であると貴社が信ずる者に対し」

理由：「補償状」に特定の者のみの記載しかない場合、メンバーはその者を適切に確認する責任を負うことになりかねない。もしメンバーが相手の特定を誤り、他の者に貨物を引き渡せば、それは記名された者に引き渡しを行う「補償状」の前提条件を満たさず、メンバーには補償に対する権利を得られないリスクが生じる。上述の追加文言は、メンバー各位が、実際に貨物が引き渡された相手がXであるか、またはXの代理人であることを信じている場合は、「補償状」の恩恵を受けられることを出来る限り確保するために作成されたものだ。

2. 「補償状」のもとでの請求の時機

メンバーが、船荷証券の提出がないまま「補償状」と引き換えに貨物を引き渡した後に、クレイマントから貨物の誤渡しを申し立てられ、担保を求められた場合、メンバーは「補償状」の発行者に対し直ちに次の通告を出すべきだ。

- (a) クレームの通知を受けたこと
- (b) メンバーに対し担保が要求されていること
- (c) メンバーは、そこで「補償状」第3項に基づき、同発行者による担保を受けるべきこと。

上記通告は、メンバーが本来のクレイマントに対し担保を提供する前に出される必要がある。

理由: メンバーは、自らが「補償状」第3項に基づく担保を(「補償状」発行者に対して)求める前にクレイマントに対して担保を提供すれば、「補償状」に基づいて担保を要求・取得する自らの権利を損うおそれがある。

P&Iクラブ国際グループに所属する全クラブから同様のサーキュラーが発行される。

以上

ティンドール・ライレー(ブリタニヤ)リミテッド
マネジャー

(翻訳)
ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店
コーンズ・ピー・アンド・アイ株式会社

本サーキュラーはすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。

本サーキュラーは専用バインダー Section 3. Cargo Documentationにお綴じ下さい。